

## 多摩市市制施行50周年記念誌 編集基本方針（案）の追加・修正について

修正案	第1回委員会 案
<p>1 趣旨 変更なし</p> <p>2 編集の基本方針 記念誌編集の基本方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 現在散在しているニュータウン関連の貴重な資料を、市民の財産とし後世に伝えるとともに、今後の多摩市のまちづくりを考えていくための布石とするため、市制施行以降の多摩ニュータウンの変遷を中心とした、近現代史にスポットをあてた記念誌とする。</p> <p>(2) 「多摩市史」の成果を十分に継承し、それまでの歩みを体系的に記録するとともに、それ以降の新しい知見を加えた未来に向けた記念誌とし、次回市史を作成する際に利用できる質の高い内容とする。</p> <p>(3) 市史を刊行した平成9年以降について、多摩地域のニュータウン変遷に関わる有形・無形の資料を収集し、それ以前については、現在ある資料を基に編集する。<b>現在保有している資料及び</b>編集の過程で収集した資料は、将来の市民の利用に供することを意図して、整理・保存・管理する。</p> <p>(4) 客観的で平易な記述とし、市民に分かりやすく広く親しまれ、今後のまちづくりや子どもたちの教育にも活用される記念誌とする。</p> <p>3 記念誌の構成、体裁等 記念誌の構成等は、次のようにする。</p> <p>(1) 記念誌は、平成33年に刊行する。</p> <p>(2) 構成は、旧石器<b>時代</b>以降とするが、市制施行以降の多摩ニュータウン変遷に重点をおいて編集し、市制施行前の時代については見開き2頁、1項目400字程度で<b>読みやすい文字サイズとする。</b></p> <p>(3) <b>記述は、です・ます調を使用した文章で、写真・図・表を活用し、教育課程で活用される内容とする。</b></p> <p>(4) A4サイズ、全部カラー、200ページ程度とする。</p>	<p>1 趣旨 多摩市は昭和46年（1971）11月に市制を施行し、平成33年に50周年を迎える。50年という記念の節目に多摩市の歴史を明らかにし、また将来のまちづくりに向けて、市民の皆さんが地域への誇りや親しみをより一層育んでいけるよう、「多摩市市制施行50周年記念誌」（以下、記念誌という。）を作成する。</p> <p>2 編集の基本方針 記念誌編集の基本方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 現在散在しているニュータウン関連の貴重な資料を、市民の財産とし後世に伝えるとともに、今後の多摩市のまちづくりを考えていくための布石とするため、市制施行以降の多摩ニュータウンの変遷を中心とした、近現代史にスポットをあてた記念誌とする。</p> <p>(2) 「多摩市史」の成果を十分に継承し、それまでの歩みを体系的に記録するとともに、それ以降の新しい知見を加えた未来に向けた記念誌とし、次回市史を作成する際に利用できる質の高い内容とする。</p> <p>(3) 市史を刊行した平成9年以降について、多摩地域のニュータウン変遷に関わる有形・無形の資料を収集し、それ以前については、現在ある資料を基に編集する。編集の過程で収集した資料は、将来の市民の利用に供することを意図して、整理・保存・管理する。</p> <p>(4) 客観的で平易な記述とし、市民に分かりやすく広く親しまれ、今後のまちづくりや子どもたちの教育にも活用される記念誌とする。</p> <p>3 記念誌の構成、体裁等 記念誌の構成等は、次のようにする。</p> <p>(1) 記念誌は、平成33年に刊行する。</p> <p>(2) 構成は、旧石器以降とするが、市制施行以降の多摩ニュータウン変遷に重点をおいて編集し、市制施行前の時代については見開き2頁、1項目400字程度で構成する。</p> <p>(3) です・ます調を使用した平易な文章で記述し、写真・図・表を活用する。</p> <p>(4) A4サイズ、全部カラー、200ページ程度とする。</p>

構成について（イメージ）	
歴史	市制施行以前：旧石器～昭和（戦前） 多摩市のあゆみ：昭和（戦後）～平成【教育・交通等】
現代	現在の多摩市
その他	民芸・芸術・自然等
統計	年表・推移等

構成について（イメージ）	
歴史	市制施行以前：旧石器～昭和（戦前） 多摩市のあゆみ：昭和（戦後）～平成
現代	現在の多摩市
その他	民芸・芸術・自然等
統計	年表・推移等

#### 4 編集にあたっての業務

変更なし

#### 4 編集にあたっての業務

##### (1) 編集作業

「(仮称) 多摩市市制施行50周年記念誌編集委員会」(以下、編集委員会という。)の進行管理のもと、編集計画に基づき業務委託により、調査、執筆等の編集作業を行う。

##### (2) 監修

編集委員会の学識経験者が担う監修者を中心に、監修者の指示のもとに編集作業を行う。

#### 5 編集体制

変更なし

#### 5 編集体制

記念誌の編集体制は、次のとおりとする。

##### (1) 学識経験者及び市民等による幅広い視野からの意見・助言をもとに、編集作業を円滑に進めることを目的として編集委員会を設置する。

また、編集委員会の学識経験者を監修者とする。

##### (2) 編集委員会の構成

学識経験者、市民、市内関係団体、編集作業者（編集業務受託事業者）、市職員

(図省略)

#### 6 事業期間

変更なし

#### 6 事業期間

記念誌事業の期間は、平成33年度の記念誌刊行までとする。

(図省略)